

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
市町村立学校園の対応について（通知）

標記について、8月18日（水）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、下記のとおり要請いたします。

2学期のスタートを迎えるにあたり、全ての場面において改めて感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、下線部が令和3年7月30日付教小中第2101号から加筆、変更した内容です。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで御連絡をお願いいたします。

記

1 期間

令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について（9月1日出発分から適用）

- ・原則延期する
- ・延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施する
 - ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない
 - ・事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている
 - ・参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施

【府委託業者によるPCR検査を実施する場合】

- ・検査の対象
令和3年9月1日（水）から令和3年9月12日（日）までに出発する市町村立学校
- ・「様式1」提出期日 【9/1～5出発分】令和3年8月19日（木）17時まで
【9/6～12出発分】令和3年8月23日（月）17時まで
- ・別紙「大阪府によるPCR検査（業者委託）の実施方法について」を参照してください。市町村独自でPCR検査を実施していただいても構いません。
- ・大阪府によるPCR検査で「陽性」と確認された児童生徒、教職員が出た場合、医療機関での再検査、疫学調査（濃厚接触者の確認）等は、各市町村教委・学校と、市町村の衛生主管部局、担当保健所等で相談の上、実施してください。
※民間業者によるPCR検査のため、新型コロナウイルス感染症に罹患していると確定したわけではありません。
- ・学校は保護者に対して、手紙等で、PCR検査を実施する目的について説明を行うとともに、検査結果を学校が集約することを伝えておくこと。その際、「参考保護者宛て文書」を参考にしてください。
- ・PCR検査の実施により、陽性と判定された児童生徒に対して、十分なケアを行うこと

3 部活動について

- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底
- ・府内外を問わず、合宿や他校との練習試合（合同練習を含む）は実施しない

※部活動においてクラスターが発生しています。別添の府対策本部会議資料「第5波における大学・学校関連クラスターの内訳」をご参照ください

4 学校行事（文化祭・体育祭）について

- ・感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない

5 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
＊家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

6 2学期に向けた対策（デルタ株の感染力を踏まえ、改めて感染防止対策を徹底）

- ・授業再開に伴う感染拡大の防止
 - ・2学期開始までにマニュアルについて再度教職員に徹底
 - ・児童生徒への指導の徹底（毎日の健康観察の実施、体調不良の場合は登校を控える、学校と自宅の往復以外は控える等）
 - ・基本的な感染症対策の徹底（手洗い、咳エチケット、マスクの着用（体育除く）、換気等）
 - ・感染リスクの高い活動の中止（長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等） など
- ・感染拡大により臨時休業となった場合に備え、速やかにオンラインを活用した学びの保障や健康観察、心身のケアを行えるよう、あらかじめ各校において準備を進める
＜オンラインを活用した学びの保障等の実施に向けた準備内容の主なもの＞
 - ・オンライン活用の施行の実施及び点検
 - ・Wi-Fi ルーター、パソコン等の貸出を要する対象生徒の確認
 - ・オンラインで活用する各種教材等に関する事前準備 など

※ 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料については、別添資料をご参照ください。

《本件連絡先》

小中学校課 学事グループ 大西・辻本	TEL 06-6944-6886
保健体育課 保健・給食グループ 川口	TEL 06-6944-9365
保健体育課 競技スポーツグループ 杉本	TEL 06-6944-6904